**令和元年度　地域密着型サービス事業者実地指導における指摘事項について**

資料１

小山市　地域包括ケア推進課

　令和元年度につきましては、平成31年4月から令和2年3月31日までの機関に２０事業所を対象として、実地指導を行いました。今年度指摘があった内容は下記の通りとなります。

　なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一部の事業所に対する実地指導については、延期となっております。

根拠

・基準条例：「小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

　・予防基準条例：小山市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」

（１）全サービス共通

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【人員配置】  実際には職員が配置されているが、勤務表や出勤簿等に記載がなく、配置状況が不明瞭となっている。 |
| 指導内容 | 勤務表において勤務体制を明確にし、出勤簿等により必要な数を配置していることを明確にすること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第7条及び第33条　等  ・予防基準条例　第6条及び第29条　等 |
| 指摘 | 【内容及び手続きの説明及び同意】  第三者評価の実施状況等の事項が記載されていない。 |
| 指導内容 | 重要事項説明書やパンフレット等は、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等を記載すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第10条第1項　等  ・予防基準条例　第12条第1項　等 |
| 指摘 | 【受給資格の確認】  有効期間内の被保険者証の確認ができてない。 |
| 指導内容 | 被保険者証のコピーを保管する等により、利用者の被保険者資格、要介護、要支援認定の有無及び有効期間を確認すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第13条第1項　等  ・予防基準条例　第15条第1項　等 |

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【地域との連携等】  運営推進会議を開催していない。 |
| 指導内容 | 事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、各サービスについて知見を有する者等により構成される協議会を設置し、各サービスの実施状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。  地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、おおむね６月に１回以上、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設においては、おおむね２月に１回以上開催が必要となる。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の17第1項　等  ・予防基準条例　第40条第3項　等 |
| 指摘 | 【地域との連携等】  運営推進会議を開催しているが、地域住民の代表者等の出席がない。 |
| 指導内容 | 運営推進会議については、利用者や地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることが目的となっている。  自治会役員や民生委員、老人クラブの代表者等の地域住民の代表者の出席が得られる工夫を検討すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の17第1項　等  ・予防基準条例　第40条第3項　等 |
| 指摘 | 【人員基準・勤務体制の確保等】  職員の超過勤務が常態化している。 |
| 指導内容 | 特定の職員が超過勤務をしなければ、必要な員数を確保できず超過勤務が常態化している状況において、職員の心身の負担は大きいものと考えられる。  また介護現場の事故は、「利用者」、「環境」そして「介護する職員」の３つに潜むリスクが影響しあう中で発生すると言われており、介護する職員の疲労やストレス、心身の不調等も、介護のミスや集中力の低下等の一因となるため、重大な介護事故に繋がるおそれがある。  したがって、介護事故を防止し、利用者の安全を確保するとともに、持続可能な事業運営を行うためにも、管理者及び従業者が超過勤務をしなくても必要な員数を配置できるよう、必要な人員を確保すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第7条及び第33条　等  ・予防基準条例　第6条及び第29条　等 |

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【勤務体制の確保等】  職員に対し研修の機会を確保していない。外部研修の参加ができていない。人権擁護・虐待防止のための研修を実施していない。 |
| 指導内容 | 利用者に質の高いサービスを提供するために、従業者に研修の機会を確保するとともに、集団指導等を活用し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。  外部研修については最新の技術・情報を入手することの出来る機会でもあるため、職員の資質向上のため出来る限り外部研修の機会を提供すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第33条第4項　等  ・予防基準条例　第29条第3項　等 |
| 指摘 | 【運営規定・重要事項説明書】  記載内容に誤りがある。 |
| 指導内容 | 運営規程及び重要事項説明書について、一部修正が必要な項目が見受けられるため、記載内容を修正する等適切な対応を行うこと。運営規程の変更については、変更届の提出が必要となるため、速やかに提出すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第10条第1項及び第32条　等  ・予防基準条例　第12条第1項及び第28条　等 |
| 指摘 | 【非常災害対策：非常災害に関する計画】  非常災害に関する具体的計画が作成されていない。 |
| 指導内容 | 非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、作成した計画に基づき定期的に避難訓練等を実施すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の15第1項　等  ・予防基準条例　第31条第1項　等 |
| 指摘 | 【非常災害対策：避難訓練の実施】  避難訓練が実施されていない。 |
| 指導内容 | 火災などの災害時に利用者及び職員が安全に避難することが出来るよう、定期的に避難訓練を実施すること。その実施にあたっては、消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力を得られるよう工夫すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の15第3項　等  ・予防基準条例　第31条第3項　等 |
| 指摘 | 【緊急時の対応】  緊急時における対応方法についてマニュアル等が整備されていない。 |
| 指導内容 | 緊急時の連絡体制、対応方法等について検討し、必要時に迅速な対応が出来るよう体制整備を行うこと。 |
| 根拠 | ・基準条例　第30条第1項　等  ・予防基準条例　第26条　等 |

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【秘密保持】  従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないようにするための措置をとっていない。 |
| 指導内容 | 従業者でなくなった後においても、利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決める等の必要な措置を講じること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第36条第2項　等  ・予防基準条例　第34条第2項　等 |
| 指摘 | 【記録の整備】  実地指導時において、必要な書類が確認できない。 |
| 指導内容 | 利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存する必要があるため、記録を整備・整理を行ったうえで、適切に保管すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第43条　等  ・予防基準条例　第41条　等 |

（２）地域密着型介護老人福祉施設

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【従業者の員数：医師の配置】  医師の勤務状況が明確でない。 |
| 指導内容 | 勤務表において、医師の勤務体制を明確にし、出勤簿等により必要な数を配置していることを明確にすること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第153条 第1項 第1号 |
| 指摘 | 【従業者の員数：機能訓練指導員の配置】  機能訓練指導員が配置されていない。 |
| 指導内容 | 理学療法士や作業療法士、看護師等の資格を有する職員を配置すること。また、その配置状況については、勤務表において勤務体制を明らかにするとともに、出勤簿等により必要な数を配置していることを明確にすること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第153条 第1項 第5号 |
| 指摘 | 【指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針：身体拘束】  身体的拘束等の適正化のための検討する委員会が開催されていない。 |
| 指導内容 | 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。  なお、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、運営推進会議又は事故防止委員会及び感染対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 |
| 根拠 | ・基準条例　第159条 第6項 第1号 |

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針：身体拘束】  身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。 |
| 指導内容 | 下記の内容を盛り込んだ身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  イ　施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方  ロ　身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項  ハ　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  ニ　施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針  ホ　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針  ヘ　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  ト　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |
| 根拠 | ・基準条例　第159条 第6項 第2号 |
| 指摘 | 【地域密着型施設サービス計画の作成】  地域密着型施設サービス計画の作成に係る一連の業務が行われていないケースがある。 |
| 指導内容 | 介護支援専門員は地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を確実に行うこと。また管理者については、実施状況を適宜確認し必要な指揮命令を行うこと。 |
| 根拠 | ・基準条例　第160条 |
| 指摘 | 【事故発生時の対応】  事故発生の防止のための指針が整備されていない。 |
| 指導内容 | 事故の発生又はその再発を防止するため事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第177条　第1項 第1号 |
| 指摘 | 【宿直員の配置】  宿直員が配置されていない。 |
| 指導内容 | 宿直員を配置すること。 |
| 根拠 | ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準省令第２４条  ・昭和６２年９月１８日社施第１０７号厚生省社会・児童家庭局連名通知 |

（３）（介護予防）認知症対応型共同生活介護

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【勤務体制の確保等】  管理者が計画作成担当者を兼務しているが、勤務表に兼務状況が記載されていない。 |
| 指導内容 | 勤務表において、管理者との兼務関係を明記するとともに、各職種ごとの勤務時間を明確にすること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第124条　第1項  ・予防基準条例　第82条第1項 |

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針】  自己評価および外部評価を実施していない。 |
| 指導内容 | 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないとされているため、年に１回以上自己評価及び外部評価を実施すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第118条　第8項  ・予防基準条例　第88条第2項 |
| 指摘 | 【管理者の配置】  共同生活住居ごとに管理者が配置されてない。 |
| 指導内容 | 指定認知症対応型共同生活介護事業者は共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。  　複数の共同生活住居を１名の管理者が兼務している場合は、兼務状況を勤務表において明確にすること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第112条  ・予防基準条例　第73条 |

（４）（介護予防）小規模多機能型居宅介護

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【小規模多機能型居宅介護計画の作成】  小規模多機能型居宅介護計画を作成しているが、計画を作成してから相当の時間が経過しており、利用者の実態に即した内容となっていない。 |
| 指導内容 | 常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこと。 |
| 根拠 | ・基準条例　第97条  ・予防基準条例　第68条 |

（５）地域密着型通所介護

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【人員基準：生活相談員の配置】  生活相談員が配置されていない。生活相談員が不在の日がある。 |
| 指導内容 | 地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数を配置すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の3第1項第1号 |

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘 | 【人員基準：機能訓練指導員の配置】  機能訓練指導員が配置されていない。 |
| 指導内容 | 事業所ごとに、機能訓練指導員を1以上配置すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の3第1項第4号 |
| 指摘 | 【人員基準：看護職員の配置】  看護職員が不在の日がある。 |
| 指導内容 | 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を配置すること。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の3第1項第2号 |
| 指摘 | 【指定地域密着型通所介護の基本的取扱方針】  自己評価を実施していない。 |
| 指導内容 | 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないとされているため、１年に１回以上自己評価を行うこと。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の8第2項 |